女性活躍推進法　一般事業主行動計画

変更日 2025.10.1

社会福祉法人　嬉泉

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1　計画期間　2024.4.1　～　2027.3.31 までの　3 年間

2　目標と取組内容・実施時期

目標１

計画期間内に、新卒 3 年未満の離職率を 25%以下とし、
常勤職員の離職率を 15%以下とする

＜実施時期・取組内容＞

- 2024 年 4 月～職員の育成及び定着に向けて、2019 年度に施行した人事制度及びキャリアパス制度を見直すため、新たな人事制度及びキャリアパスプロジェクトを設置し検討を開始
- 2024 年 10 月～新人事制度に関する研修を実施し、全職員へ周知
- 2025 年 4 月～新人事制度の運用を開始

目標２

計画期間内に、該当者が「出産・育児のための休暇」を全員取得し、
男性の育児休業等取得率を 70%以上とする

＜実施時期・取組内容＞

- 2024 年 5 月～管理職及び事務責任者による会議で、取得促進に向けて各種制度に関する方針を周知し事業所内に掲示
- 2025 年 6 月～男性育児休業取得者の事例を収集し、公式インスタグラムで情報提供

目標３

常勤職員の一人当たりの月平均所定外労働時間を３時間未満とし、
有給休暇取得率を 70%以上とする

＜実施時期・取組内容＞

- 各年度（6 月頃）～所属・職層・職種別に前年度の実績集計を行い、状況を把握
- 各年度（8 月頃）～法人内会議にて結果を報告し、改善点を検討